
第5回 垂水市庁舎等のあり方検討委員会 会議録

■日時：令和3年11月8日（月）9：00～10：00

■場所：垂水市役所3階 第一会議室

■出席者

【垂水市庁舎等のあり方検討委員会】

鯨坂委員・川井田委員・村野委員・橋口委員・嶽釜委員・中村委員・前田委員・後迫委員・山口委員・黒川委員・川畑委員・寺田委員・中馬委員・大迫委員・宮下委員・市渡委員・石堂委員・馬籠委員

（欠席）

片野田委員、森下委員、大迫委員

【事務局】

副市長

企画政策課長・同課庁舎建設総括監・同課課長補佐兼庁舎建設係長・同係主査

公開議決

（事務局） 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日は報道機関が会議の取材に来ております。会議の公開については、「垂水市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条に準じて、原則公開するものとしております。同要領第3条の規定では、会議の一部または全部を公開しない場合は、会議の議を経るものとする事となっております。また、非公開の場合は理由を付す必要がございます。

本日の会議を公開してよろしいか、お諮り願います。

（委員長） 事務局から説明がありましたとおり、本日はマスコミが来ているとのこと。私としても、非公開とする理由はないかと考えます。

本日の会議について、公開とすることとしてよろしいでしょうか。

（委員、了承）

（委員長） 了承されましたので、本日の会議は公開で行うことといたします。

1. 開会

（事務局） ありがとうございます。それでは、ただいまより、第5回垂水市庁舎等のあり方検討委員会を開催いたします。

改めまして本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、欠席委員の報告を行います。片野田委員、森下委員、大迫委員は所用により欠席されております。また、黒川委員につきましては少し遅れるとのことでございます。以上、3人の欠席がございますが、垂水市庁舎等のあり方検討委員会設置要綱第7条第2項により、過半数の委員の皆さんのご出席をいただいておりますので、委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これからの会進行につきましては、鯉坂委員長にお願いいたします。

2. 報告・協議

(委員長) おはようございます。

早速ですが、議事に入りたいと思います。お手元の第5回垂水市庁舎等のあり方検討委員会のレジメに沿って進めさせていただきます。

はじめに、「2. 報告(1) 市議会特別委員会の開催状況について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 報告事項の1番目、市議会特別委員会の開催状況について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

前回の委員会後、市議会特別委員会が11月2日に開催されました。内容でございますが、第3回及び第4回の垂水市庁舎等のあり方検討委員会の報告としまして、第3回委員会で行った「耐震診断結果(暫定)」や第4回委員会で行った「耐震化の流れ」及び「市庁舎の耐震補強に活用できる補助金等」について、本委員会と同様の説明を行ったところでございます。

その上で第5回委員会については、11月8日に開催予定であり、委員意見がまとめられるとの報告も行っております。

以上で、報告を終わります。

(委員長) 今の報告に対してご意見、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。それでは進めさせていただきます。

次の「(2) 庁舎別館棟・消防庁舎棟の耐震診断の暫定について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは2番目の「庁舎別館棟・消防庁舎棟の耐震診断の暫定について」ということでご報告いたします。資料2になります。

第3回の委員会で庁舎本館棟と増築棟については報告いたしました。その後、庁舎別館棟と消防庁舎棟につきまして、建築物耐震診断判定委員会にて判定を行ったということで耐震診断の結果は暫定なのですが、委託事業者から報告がありましたのでご報告いたします。

庁舎別館棟につきまして、X方向につきましては「 $I_s, q = OK$ 」ということでOK、Y方向につきまして「 $I_s, q = OK$ 」ということでOKです。消防庁舎棟につきましてX方向「 $I_s = NG, C_{TU} \cdot S_D = OK$ 」ということでNG、Y方向「 $I_s = OK, C_{TU} \cdot S_D = OK$ 」ということでOKです。

2階につきまして、別館棟X方向「 $I_s, q = OK$ 」ということでOK、Y方向「 $I_s, q = OK$ 」ということでOKです。消防庁舎棟のX方向「 $I_s = NG, q = OK$ 」という

ことでNG、Y方向「 $I_s = NG$ 、 $q = OK$ 」ということでNGです。

3階につきましては、別館棟X方向「 I_s 、 $q = OK$ 」ということでOK、Y方向「 I_s 、 $q = OK$ 」ということでOKということになっています。

以上で報告を終わります。

(委員長) ありがとうございます。以上の説明に対して、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(A委員) 耐震工事をして、どれだけの耐用年数があるのか。

(委員長) 耐用年数ですか。消防庁舎は鉄骨造になりますか。

(事務局) 消防庁舎は、1階はRC造、2階は鉄骨造になっています。

(委員長) 別館の方はどうですか。

(事務局) 別館の方は鉄骨造です。

(委員長) 耐久性は物理的な耐久性と減価償却年というのがあるのですが、減価償却年でいくとRCが50年くらいで、鉄骨は何年だったのでしょうか。34年だったか、少し短いです。

それはあくまでも税法上の話で、物理的には鉄骨であれば鉄骨が錆びていないか、それから傷んでいなければまだまだ持つということで、実際にはこの前もご説明しましたが、鉄筋コンクリートは今までは50年くらいで中性化して寿命と言われていたのですが、それについてはもっと持ちますということで基準が変わった。鉄骨造についてはニューヨークではエンパイアステートビルやクライスラービルなどの超高層ビルとかもあり、そういったものが文化財的なビルとして今でも使われています。100年以上とかメンテナンスをすれば更に持つと考えていただければいいと思います。

(B委員) それでしたら新庁舎は要らないですね。2030年には垂水市は1万を割ると言われている。企業誘致も一つも来ない。努力をしたことも見えない。だから、新庁舎の話自体どうだったのかなと、解せない話だなと思って聞いている。

最終的に財源はどのくらい最低限、要るわけですか。

(委員長) それについては今回、消防庁舎棟の暫定が出てきましたが、庁舎の報告は前々回しまして、それに対して耐震補強の検討をしていて、その補強の種類も色々あるというご説明しました。それによってコストも変わりますので、今後検討していくことになります。

元々、前の庁舎計画を立てるに至った経緯は、基本的には熊本地震で国の新しい助成が出来て、新しい防災に強い庁舎を建てましょうということで特別な助成金がありましたので、その助成金を使いましょうということで進めてきていた。その助成が終わった時と同時に偶然、鉄筋コンクリートの寿命はもっと長いということが建築学会でも発表され、建築雑誌にも載りました。それでひとまず今どうしようかと、現庁舎を10年くらいは少なくとも建て替えるにしても使わないといけませんので、耐震補強をしようかとの議論を今はしているところです。ですので、金額等はこれからの検討になると思います。金額については現時点ではお答えできないかと思います。

ただ、他市の事例については前回もいくつかご説明がありました。枕崎とか指宿の事例です。あの程度の金額で少し垂水市の庁舎の方が、箇所が多いのでその程度のプラスをすれば可能ではないかと思います。よろしいでしょうか。

(B 委員) はい。

(委員長) 他にはいかがでしょうか。

では次に、「(3) 前回委員会の質疑に対する報告」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 「(3) 前回委員会の質疑に対する報告」についてご説明いたします。

前回の委員会で、片野田委員から指宿市、枕崎市の事例において、耐震化工事の財源等についてご質問があり、次回で報告をさせていただくとしておりましたので、ご報告させていただきます。

2 ページをご覧ください。他市事例の財源の説明に入る前に、前回ご説明した補助金等の補足を少しいたします。前回ご説明した補助金が活用できる、補助対象となる工事の範囲について、ご承知かとも思いますが念のため補足いたします。

一般によく耐震改修工事と言われますけれども、その中身については耐震補強に係る工事、耐震化工事と、改修に係る工事、改修工事とに大きくは分けられます。前回、ご説明した補助の対象となるものはこの内の耐震化工事についてとなっておりますので、耐震補強に関わらない改修工事については補助の対象外となることを改めてご承知おきください。

3 ページをご覧ください。他市庁舎の耐震化事例について、年度別の耐震改修工事の実施状況についてご説明いたします。まず、枕崎市の事例ですが、枕崎市庁舎については、平成 28 年度にまず「耐震補強工事」のみを実施しております。そして翌、平成 29 年度に改修工事として「外壁改修工事」「屋根防水工事」「高圧電気機器改修工事」を実施し、さらに翌、平成 30 年度に「庁舎本館トイレ増設工事」「別館大規模改修工事（屋根・外壁）」を実施しています。枕崎市の場合はこのように、まず優先して耐震化工事を実施し、改修工事は次年度以降に実施しております。

4 ページをご覧ください。次に指宿市の事例ですが、指宿市庁舎については、平成 28 年度に「耐震補強及び外部の大規模改修工事」と、改修工事として「内部の大規模改修工事」「空調、電気の設備改修工事」「屋上防水改修工事」を実施しております。そして翌、平成 29 年度に改修工事として「大規模改修工事（建築）」「大規模改修工事（電気設備）」「トイレ・エレベーター棟新築工事」を実施し、さらに翌、平成 30 年度に「大規模改修（内部）工事」「電気、機械設備の設備改修工事」を実施しています。指宿市の場合は耐震化工事と改修工事を同時に行いながら、次年度以降に更に改修工事を実施しております。

5 ページをご覧ください。次に耐震化の財源・補助の内訳についてご説明いたします。枕崎市の場合ですが、まず①耐震診断業務委託については、補助金として社会本整備総合交付金を活用して残りは一般財源で実施しているようでございます。

6 ページをご覧ください。次に、②耐震補強計画、及び③耐震改修工事実施設計業務については、補助金の社会資本整備総合交付金と地方債の公共事業等債を活用しているようであります。残りの部分と補助対象外の部分は一般財源を使っておりますが、補助対象外の部分については、枕崎市に確認はしておりませんが、最初の方にご説明した改修工事に係る分のため補助対象外となったと思われまます。

7 ページをご覧ください。④耐震補強工事につきましては、枕崎市の場合はその当

時の判断により、補助は活用せずに地方債の緊急防災・減災事業債を活用して工事を実施しているようでございます。補助金を使用しておりませんので、補助対象・対象外の有無については不明となっております。なお、指宿市の事例については、指宿市の方に問い合わせをいたしましたけれども、このような形で財源等の内訳を示すことが難しいとのことでございました。

以上で、ご報告を終わります。

(委員長) 今の説明に対して、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(C委員) 地方債を使って工事をされたということなのですが、これについては交付税交付金の手当てなどはあったのですか。それとも完全に借金で賄ったということですか。

(事務局) 少なくとも緊急防災・減災事業債につきましては、国からの交付税措置のある地方債となっているようでございます。

(A委員) 補助対象となっているのですが、これはあくまでも補強工事の策定業務ですよ。策定業務について予算がなくて補助対象がこうだということですよ。実際に工事にかかった費用は別にあるということでしょうか。

(委員長) 枕崎の場合は、①が診断業務で、②③が設計業務で、④が実際の工事費だと思います。今、行っているのが耐震診断ですので、この業務が枕崎の場合は450万円くらいです。その次にどうやって補強するか色々な補強の仕方がありますので、そういった設計業務が②③で950万円くらいかかっていて、最後のページにあるのが実際の工事費として1億7,793万円ということだと思います。

それでは特にご意見がないようでしたら先に進めさせていただいてもよろしいですか。

次に、「3. 協議(1) 意見書のとりまとめ・作成」に入ります。はじめに、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 前回の委員会におきまして、委員の皆様から出された意見をもとに委員長の方で意見書の素案を作成して、今回、委員会の意見書としてまとめていただくことになりました。

委員長から前回出された意見についてまとめるようにご依頼がありましたので、前回の記録から委員の皆様から出された意見を抽出しキーワードごとに分類した「意見集」を作成し、補助資料としてお手元に配布してあります。前回の議論と「意見集」をもとに、委員長の方に「意見集の素案」を作成していただきましたので、今から委員の皆様にはお配りしたいと思います。

意見書の作成手順については、昨年度までの委員会からの皆様はご存知かと思いますが、これからスクリーンに素案を映して、一文ずつ確認を行いながら、修正・加筆する箇所があれば修正・加筆を行い、今回の会議における委員会からの意見書を作成していただければと思います。

(委員長) 今、事務局から説明がありましたが、お手元に前回の委員会で皆さんから出された意見を、要点ごとに整理した「意見集」の資料と、前回の委員会の意見を踏まえて私の方で作成した「意見書の素案」があると思います。これらをもとに今回は現庁舎の耐震化に対しての委員会としての意見書をまとめて、市長に提出したいと考えます。

それでは、「意見書の素案」について、確認しながら修正・加筆がある箇所について

は修正・加筆を行いながら、委員会からの意見書としてまとめていきたいと思ひます。事務局は、意見書の素案をスクリーンに映してください。事務局の方で一文節ずつ、読み上げて、確認を行っていきたく思ひます。

内容としては前段で今までの経過が書いてありまして、現庁舎の耐震化、その理由がありまして、最後にその他意見としてまとめてありますのでよろしくお願ひいたします。それではお願ひいたします。

(事務局) それでは、一文節ずつ読み上げていきますので適宜修正等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

まず表題につきまして「現庁舎の耐震化に対する意見書」。次にいきます。

「本委員会は、本年5月24日の第1回委員会の開催以降、今後の庁舎等のあり方について、市民目線による多様な意見を反映し、専門的、総合的に検討を行うために議論をしてまいりました。

10月11日の第3回委員会において、現庁舎の耐震診断の暫定値が報告されましたことから、10月21日第4回委員会及び11月8日第5回委員会において議論を行い、次のとおり意見をとりまとめました。

本委員会からの意見が、現庁舎の今後の方針の参考にされるよう委員一同願っております。」

(委員長) いかがでしょう。前文のところはこれまでの経緯でございますので、問題はないかと思ひますが、よろしいですか。では次にお願ひいたします。

(事務局) それでは本文のところへ参ります。

「1 現庁舎の耐震化について

現庁舎については、前委員会の提言を踏まえ、今後、リノベーションや新庁舎建設の議論は継続して進める必要がありますが、市民や職員の安全確保の観点からも、一刻も早い耐震補強が望まれます。

なお、耐震補強については、できるだけ外観を損なわない耐震工法を選択されることを望みます。」

(委員長) 理由の方も言っていたいて、また戻ってもかまいませんので、理由の方をお願ひいたします。

(事務局) 「理由

現庁舎は耐震診断の結果、新耐震基準を満たしておらず、大地震動により建物が倒壊する危険性があると評価されているが、建築の専門家から、耐力を満たさない部分の補強を行うことで、新耐震基準を満たす建物にすることは可能であると見解が示されたこと。

多くの委員が、第一に考えなければならないこととして、「利用する市民及び職員の安全確保」であるとしていること。

新庁舎の建替には、最短でも10年以上かかると見込まれ、その間、現庁舎を耐震補強せずにそのまま使い続けることは社会通念上問題があると意見の一致をみたこと。

現庁舎の耐震補強については、現庁舎が持つ文化的価値及び環境負荷の低減といった観点から建物外観をできるだけ現状に近い形で保存できるようにといった意見、一方で、耐震補強を優先した上で今後、コストや利便性、バリアフリーへの対応につい

ても十分に配慮すべきといった意見があったことから、耐震補強計画の手戻りがないよう引き続き今後、十分な検討が必要であるとされたこと。」

(委員長) ここまでで1回切りましょうか。補足をしますと、先ほどの枕崎の例もそうなのですが、耐震診断をやってから次の年にどういった耐震補強するか設計があるわけで、どういう補強をするのか今後、色々な方法があり、ここでは今、決められませんので、とりあえず今回は耐震補強という方向性を決めて、国の補助金「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金」が出来たので、これを使うためには早めに申し出をして、来年度の補助を得なくてははいけませんので、耐震補強するという方向性を決めたいということで、これらの理由をつけてまとめたということです。

お気づきの点がありましたらご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(A委員) これはこれで大変良いと思っております。ただ、この委員会は新庁舎に対する市の委員会みたいなかたちなので、その後、これが出て実施された後の新庁舎についての協議はこの委員会でやるのですかということ行政の方へお伺いしたいです。

(事務局) A委員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。そもそも、外部検討委員会につきましては、現庁舎の整備方針を含めた今後の庁舎のあり方について、ご検討いただくということで発足しております。また今回、広報たるみずにおいても外部検討委員会の内容をお伝えするページでも庁舎のあり方については、検討委員会の提言を踏まえ工法の調査、検討など新たな庁舎建設に関する検討も引き続き続けてまいりますと、市の考えをお知らせしたところでございますので、今後も要所要所で引き続き任期の間、様々な意見、今後の庁舎の進め方についての意見を交わしていただくことを事務局としても想定しているところでございます。

(A委員) わかりました。それでこの中に新しい庁舎を造るについて10年くらいかかると概算を出していますが、10年もかかるんですか。

(委員長) これについては、私が1回説明した資料では熊本地震後で早急に復旧しようとして7年かかっているもので、これからおそらく垂水市ですとなると、私が思うにはどのような補助制度があるのかなど模索しながらやっていると、敷地もわからない状況ですから10年近くかかってしまうのではとしているのですけれども、早くても熊本のようには7年でしょうか。

(A委員) ですから、新庁舎の候補地をどこにするのかを決めてから結構かかるわけだから、そこの部分の早く意見を集約していかないともっと遅くなりますし、買収して土地を取得するのならもっとかかりますし、早目に踏み込んだ方が良いのかなという感想です。

(委員長) ご意見ありがとうございます。それでは1番の耐震化についてご意見がないようでしたらこれでまとめさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。

それでは次の「その他意見について」をお願いします。

(事務局) 「2 その他意見について

市財政への影響を考慮し、可能な限り、国の補助制度を活用してほしい。

消防庁舎についても、現庁舎と同様の考え方で進めていただきたい。

市民への情報提供については、市民が正しく理解できるよう努めていただきたい。」

(委員長) 前回のお一人お一人に意見を述べていただいた内容から抽出していますのでまとまっておりますが、これも付け加えていただきたいという内容がありましたら是非ご意見をいただければと思います。

(D 委員) よろしいですか。この「耐震化に対する意見書(案)」というのは、これでとりあえず我々の庁舎に関するあり方検討委員会の結論ということで、ここで意見がなければ結論ということで一応のけじめがつくということでよろしいのですか。A委員からあった新庁舎についての考え方というのは、今の我々のあり方委員会は、言い方は悪いですが関係ないということで、今後の市役所の業務の進め方に関わってくるのではないのでしょうか。

このあり方委員会というのは、前の新庁舎問題で色々と住民投票までやって、それで結論を出すための集まりであって、この耐震化で結論が出たのであれば一区切りをつけて解散というかたちになるのかと思います。

その後は色々と状況も変わってまいります。人口も減ってまいります。何年使用可能な建物への耐震化をやっていくかで、費用をかけないで10年くらい持てばいいというのと、20年30年持つようにしようという考えもあります。30年持つようにするのであれば、人口は半分くらいになっていますし、他の丈夫な建物も庁舎として使える可能性もでてきますので、あえて造らなくてもいいという考えも出てくるでしょうし、そこはその時の市長をはじめとする役所の考え方になるのかなと思います。

色々と言いましたが、これが最後の結論として一応我々は解散になるんじゃないかと気もしましたので申しました。

(委員長) 今後について今のご意見について事務局から回答がありましたらお願いいたします。

(事務局) D委員からございましたけれども、垂水市庁舎等のあり方検討委員会の設置要綱にありますけれども、まず皆様方には2年間の任期をもって今回の委員をお引き受けいただいているところです。

まず4月の段階から話を進めていただく中で、今回、耐震診断の命令があったというところから始まりまして、現在、節目のというところでは耐震診断においてどのような方針を示すのかというところで、今日皆様方に意見書の取りまとめをしていただいたところですが、これからも庁舎のあり方について様々な課題があります。

新しい庁舎をどこに作るのか、そしてあとその新しい庁舎についても様々な課題がございます。場所をどこにするのか、規模をどこにするのか、そういうところも踏まえまして2年間の任期の間において様々なかたちにおいて引き続きご検討、そしてご審議いただきたいと執行部として思っておりますので、そして今回の部分も耐震診断の結果に基づく方針を打ち出していただいた部分で皆様方の役割、任期が終わると我々は認識しておりませんので、そのつもりでまた申し訳ございませんけれども引き続き残りの残任期間もお願いしたいと思っております。

(委員長) いかがでしょうか。今回の意見書は、この半年間の議論の中で皆さんの意見をお聞きすると今回で新庁舎とか色々な検討には時間を要するので、その間、10年の間放置できないから一先ずは耐震補強をしましょうというのが今回の結論で、それで一度、意見書を提出して、国の補助金の申請などを進めていただきながら、例えば今後、耐震補強は色々な種類がありますから、どういう補強をしていくかとか、例えば10年

間、バリアフリーは何もしなくていいのかというご意見もありますし、そういったものはこの先も皆さんで意見交換をして、また提言できればと思いますけれども今回は一先ず、先へ進めるために耐震補強をしましょうということをこの委員会から提言するかたちになると考えています。よろしいですか。

(D 委員) 結局は、あり方委員会ではこういう結論はこういうことになりましたと出して、議事に諮ってまとまったら耐震化を診断工事が始まっていくと思います。

何を言いたいのかというと、早く工事に進んでいく方向でできるだけ、我々も何度も集まるのではなく、早く工事に取り掛かってほしいというのが、一つ根本にあるだけでそれを願っています。

(委員長) ありがとうございます。皆さまからは前回、意見をおっしゃっていただきましたので、それをまとめましたので今回集まっていただきました。お忙しいところすみません。

特にご意見がないようでしたら、とりあえずこれで(案)のほうをとって市長へ提出をして、とりあえず耐震補強工事を進めていただきながら、先ほどご説明があったあり方という意味で本来検討しなくてはいけないこともあったかと思えますし、耐震補強についても検討することもありますので、それを今後、整理して進めるということでもよろしいでしょうか。

皆様の御協力のもとこの内容で私と副委員長でさっそく市長へ渡して、すぐ進めていただこうと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。今回は、現庁舎の耐震化についての意見書でありましたが、本委員会の役割としては、市庁舎等の今後のあり方に関することと、市庁舎等の基本の方針に関することです。

今回の意見書でも盛り込まれましたが、引き続きこれからも、垂水市の庁舎のあり方、方向性について議論を重ねて、議論がまとまったものについては、委員会からの意見書等を作成し提言していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

今回の協議は以上としたいと思います。事務局から何かありますか。

3. 閉会

(事務局) それでは本日はありがとうございました。

今回、委員会からの意見書を取りまとめていただきましたので、本委員会の終了後に委員長、副委員長から市長に提出をしていただきたいと思いますと考えております。

委員長、副委員長はお手数ですがご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会の開催については、改めてご連絡いたします。委員長の方と話をし、こういうテーマで話をしましょうと決まりましたら、またご連絡させていただきたいと思えます。

(委員長) 以上で、本日の委員会は終了いたします。

ありがとうございました。